

1 議 事 日 程（初日）

〔平成18年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成18年6月1日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 平成17年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について |
| 日程第5 | 報告第2号 平成17年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて |
| 日程第6 | 報告第3号 平成17年度太宰府市水道事業会計予算繰越について |
| 日程第7 | 報告第4号 平成17年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について |
| 日程第8 | 報告第5号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について |
| 日程第9 | 報告第6号 財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について |
| 日程第10 | 報告第7号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について |
| 日程第11 | 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（専決第1号）について） |
| 日程第12 | 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第63号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第64号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第65号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第66号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第67号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第68号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第69号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第70号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第71号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第72号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について |
| 日程第23 | 議案第73号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第24 | 議案第74号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第25 | 議案第75号 筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第26 | 議案第76号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に |

関する協議について

日程第27 議案第77号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について

日程第28 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について

日程第29 議案第79号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第30 議案第80号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第31 議案第81号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

日程第32 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

19番	武藤哲志	議員	1番	片井智鶴枝	議員
-----	------	----	----	-------	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一

市 民 課 長 藤 幸二郎
建 設 課 長 西 山 源 次
教 務 課 長 井 上 和 雄

福 祉 課 長 新 納 照 文
施 設 課 長 轟 満

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長 白 石 純 一
書 記 伊 藤 剛
書 記 満 崎 哲 也

議 事 課 長 田 中 利 雄
書 記 花 田 敏 浩

開会 午前10時00分

~~~~~。~~~~~

- 議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、平成18年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~。~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

19番、武藤哲志議員

1番、片井智鶴枝議員

を指名します。

~~~~~。~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの19日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの19日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~。~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~。~~~~~

日程第4から日程第10まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成17年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第10、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第10までを一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 本日ここに、平成18年第2回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年3月に、様々な変化に即応し、かつ地方分権時代に対応するため、本市の新たなまちづくりの指針として平成18年度から平成22年度までの5か年を展望した「第四次太宰府市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。今後も、21世紀にふさわしい太宰府の個性的で魅力あふれる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の早期実現に向けまして、市民のニーズや時代の要請に留意しながら総合的なまちづくりに邁進してまいります。

最初に、「九州国立博物館について」でございますが、昨年10月の開館から半年以上を経過いたしました。半年の延べ入館者数は当初目標の8倍近い134万人に達し、多くの方々にここ太宰府の地を訪れていただいております。周辺の観光客も増えており、まちもにぎわっております。“地域に開かれた博物館づくり”の主役であるボランティア活動も活発で、人と人のふれあいも順調に進んでおり、今後も市内の歴史・文化的遺産とのネットワークを充実させ、市内の回遊性を高め、観光と産業の振興や国際交流の場づくりとしての活用を図ってまいります。

次に、コミュニティバス「まほろば号」についてですが、平成10年4月の運行開始から8年を経過した今春、利用者の累計が250万人を突破しました。「まほろば号」は、「ひと・まち・環境にやさしいコミュニティバス」として現在4路線で運行しており、市民の社会参加や積極性の向上に寄与し、幅広い年齢層の方々に親しみを持って利用されております。今後も、運行ダイヤの見直し等を行いながら、議会をはじめとした市民各年齢層のご意見を傾聴し、他の公共交通機関との円滑な接続や公共・公益施設への移動の手段としての利便性向上を図りながらさらなる改善・充実を行い、利用の拡大に努めていきたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件7件、専決処分の承認を求めるもの1件、指定管理者の指定9件、規約の協議7件、条例の一部改正4件、補正予算1件、合わせて29件

の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第7号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第1号「平成17年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

平成17年度の繰越明許費は、計12件の事業について設定しておりましたが、繰越額が確定しましたので報告させていただきます。

繰越総額は4億9,038万6,500円で、財源内訳は、国庫補助金や市債などの特定財源が3億3,130万1,155円、一般財源が1億5,908万5,345円でございます。

次に、報告第2号「平成17年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

平成17年度につきましては、太宰府駅前広場補修事業、通古賀地区都市再生整備事業など5件の事故繰越を行っております。繰越総額は1億1,881万8,547円でございます。

次に、報告第3号「平成17年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

平成17年度の建設改良費の配水施設費のうち、第6次拡張事業配水管布設実施設計業務委託1件、配水管新設工事3件、配水管布設替工事1件及び用地購入1件、計6件で、繰越総額は7,505万4,000円でございます。

次に、報告第4号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

平成17年度の建設改良費の公共下水道整備費のうち、雨水幹線築造工事2件、下水道枝線築造工事3件、下水道実施設計業務委託1件及び下水道設計図書管理業務委託2件、計8件、総額2億2,362万9,000円の繰越を行っております。

次に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成17年度の事業と決算について報告します。

公有地取得事業では、高雄・中央通線道路改良事業用地と通古賀まちづくり交付金事業用地の取得を行っております。また、処分として、公有地取得事業では御垣野・隈野線道路改築事業用地、散策路整備事業用地、通古賀まちづくり交付金事業用地、土地造成事業では佐野地区住宅開発事業用地の処分を行っております。

決算につきましては、収益的収入3億489万5,163円に対しまして、収益的支出は3億3,896万3,811円となり、差し引き3,406万8,648円の当期純損失を生じております。

次に、平成18年度の事業計画についてであります。公有地取得事業では高雄・中央通線道路改良事業用地の取得を計画いたしております。

また、処分につきましては、公有用地として高雄・中央通線道路改良事業用地を計画いたしております。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成17年度の事業と決算について報告いたします。

事業としましては、アジア太平洋こども会議のこども大使受け入れ、太宰府市民政庁まつり参加、日本文化体験講座、史跡散策交流会、世界料理教室、セカンドファミリー事業、フレンズベル倶楽部メンバーのつどいのほか、初級の韓国語講座を開催しました。また、民間国際交流団体が行う事業への助成や後援などを行っております。さらに、在住外国人のための日本語教室も委託事業として実施いたしております。

決算の収入につきましては、基本財産2億円の国債利子収入280万円及び賛助会員等会費収入62万8,660円、前年度繰越金を合わせて合計677万6,730円となっており、支出につきましては自主事業費及び一般管理費を合わせまして277万261円で、400万6,469円の繰越金となっております。

次に、平成18年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、アジアこども会議にてこども大使のホームステイを受け入れまして、国際文化体験講座、姉妹都市である韓国扶餘邑への訪問等の交流事業を実施いたします。また、在住外国人への支援のため、日本語教室の継続、生活ガイドブックの作成を行う予定であります。

予算につきましては、収入として682万7,000円を見込み、支出として自主事業費を205万6,000円、一般管理費を477万1,000円見込み、一般管理費のうち予備費として160万6,000円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告いたします。

次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成17年度の事業と決算について報告いたします。

主な事業といたしましては、12施設の管理運営の受託と文化・スポーツ振興に関する事業を行い、各種教室、講座、イベント等の開催及び主催事業や他団体の開催事業の情報提供を行ったところであります。この結果、全施設の利用者数は約81万5,000人と、多くの方に利用いただいております。今後も、多様化する市民のニーズにこたえるため、施設の管理運営により一層の力を注いでまいります。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、基本財産運用収入、補助金収入、受託事業費収入等を合わせまして、合計3億7,196万9,863円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、史跡水辺公園費などを合わせ、合計3億6,755万8,546円で、差し引き441万1,317円となっております。

自主事業特別会計の収入は、自主事業収入、補助金収入等を合わせまして、合計4,302万

8,218円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等を合わせまして、合計3,173万5,088円で、差し引き1,129万3,130円となっております。

次に、平成18年度事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、周年記念事業をはじめといたしまして、生涯学習支援事業としてあるいはスポーツ振興事業といたしまして、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センター、市民図書館、北谷運動公園の5施設で合計191の教室や講座等を計画いたしております。

次に、予算につきましては、本年4月から指定管理者となったことに伴いまして、9施設の受託事業収入にかわる指定管理料収入と新たな施設利用料収入や自主事業収入等合わせまして、一般会計として収入2億8,984万2,000円を見込み、支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等で収入と同額を計上いたしております。

簡単ではございますが、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告いたします。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、報告第7号について通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただいま、市長から太宰府市文化スポーツ振興財団についての決算と、それから平成18年度の予算の説明を受けました。

議会でも今年の4月から指定管理者という形になりまして、予算上の減額については市民プ

ールが委託、指定管理者になったために大変な予算の減額という状況等はわかりますが、指定管理者になった場合ですが、まずこの予算書を見ておりまして当然文化スポーツ振興財団の給与関係は館長職の部分については載っておりますが、ここに今、市から指定管理者になった団体へ事務をするために管理職を含め6名が派遣されて、その人件費は一般会計から支出をされているわけですね。こういう予算が二通りになる問題もありまして、指定管理者になっておれば、本来は市からの出向は必要ないんじゃないかなというのが1点あります。

それと同時に、法律の改正で大変地方公務員については厳しい状況が、給与が引き下げられたり、退職後については再任用はありますが給与も大変少なくなります。私も以前から言っておりますが、団塊世代を迎えこの5年間でたくさんの職員が退職するわけですが、こういう一般職に兼務をさせていることに対して、本来再任用者をできれば太宰府市文化スポーツ振興財団あたりに出向させることはできないのかどうか、そして対応すべきじゃないかというふうに思うんですが、この中でもやはり今までは具体的に市から出向する状況の中でもありました。指定管理者になった以上はそういうぴしとした区分をすべきだと考えております。

指定管理者という状況とあわせて、再任用の問題も解決を図る方向をやはり考えていただきたいと思うんですが、この予算の報告を受けるに当たって今後の大きな課題となりますので、回答を求めたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 発言通告では市長にということでございましたが、まず私の方からお答えをしまいたいと思います。

財団法人の太宰府市文化スポーツ振興財団は、市が主体性を持って設立をした団体でございまして、その目的は学習、文化の場の提供と生涯学習の推進及び情報の発信にございます。これは本来、市が責任を持って行うべき施設の市民サービスだというふうにまずは考えております。経費的に安くサービスが提供できるということもありますが、民間の経営手法がより取り入れやすいという財団の運営のメリットを生かすために、こういう手法をとってまいっております。

市といたしまして、この目的達成のために市と財団が一体となって取り組んでいく必要があると考えておりまして、職員の任用形態については現在派遣というふうにおっしゃいましたけれども、地域振興課の一つの業務であるというふうに考えておりまして、文化スポーツ振興財団の事務取扱の兼務として行っております。

ご指摘のとおり、今年度4月から指定管理者制度ができました。我々も市の意思を持って財団の方で施設の運営をしていただきたいということで、今まで兼務辞令を発令しておりました。しかし、民間でもできるんじゃないかというような地方自治法の考え方がございまして、今回2つの施設を公募によって指定管理者制度を活用いたしました。あとの施設についてもそういうことができるんじゃないかということも含めまして、期間を公募より短く行いまして、2年間という形で現在財団の運営で行っております。

そういう状況を見ながら、今後は財団でこのままやっていくべきなのか、あるいは公募でやっていけるのか、そういうことも含めましてその中身で、結果によってこの財団の本体についての職員の兼務辞令等々についても今後見直し、検討をしていきたいと、そういうふうを考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 総務部長が、その主体性を持ってやる施設、当然市の責任、それだけのメリットがあるという回答を今いただいたわけですが、指定管理者になっている状況の中に、だからそういう条件があるから6名も職員を派遣させていると。ただし、私が言っているのは、当然指定管理者になっておってそういう状況ならば、再任用の職員もそこに派遣することはできるんじゃないかと、ね。だから、今までははっきり言っているんな施設に今ある一定の2年間というのは、国家公務員だったのが独立行政法人になりました。国立博物館の職員は、九州大学もそれから国立大学もそうなんですが、やはり株式会社になったために身分の保障が、ある一定されるようになりました。直ちに失業保険だって10か月もらおうと思えばできるわけですよ。ところが、公務員の場合は、はっきり言って失業保険の給付対象じゃないわけですね。それと同時に、今のように給与は上がらないと、ある一定そういう大変厳しい状況である中で指定管理者になっておるんですが、今答弁があったように市の責任で運営すべき施設だというのであれば、そういう再任用の方々を派遣して、それだけの能力のある方もたくさんおるわけですから。だから、そういう状況を検討することはできないのかと私はそれを言っているわけですが、その見直し、検討という形じゃないと思うんですがね。

だから、今ここ当初の説明があったように、いきいき情報センターの責任者、文化ふれあい館の館長、女性センタールミナスの館長も置いている。市民図書館と中央公民館兼ねているんな部分もあるようですが、はっきり言って館長職についてもこのスポーツ振興財団から館長職は派遣されている。それならば、よそから連れてきて館長を置くようなことのないような方法をとるべきじゃないかと。再任用制度がありながら活用されていないという問題はどうかという質問の内容です。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 再任用の職員、それこそあと2年ほどで大量の退職者が始まります。各施設それぞれ館長の資質等はございます。我々職員も30年あるいは40年の行政経験を持って、かなりの能力がある者が退職するだろうというふうに思っております。それぞれの資質によりまして、それぞれの館の内容、業務形態においてそれに適合すれば、積極的にその館長職あるいはコーディネーターみたいな形で所長等については推薦をしていきたいと、そういうふうな考えを持っておりまして、職員よりも市民の中にさらにそういうすばらしい人がいらっしゃればその中でも検討していくという形で今後は登用していきたいと思っております。

いずれにしても、今武藤議員さんが言われるように各施設限られておりまして、ここ四、五年で100名程度ぐらいの退職者が出ます。すべてそういうことで賄うことはできないと

いうふうに考えておりますけども、できれば今までの行政経験を生かしたような形での活用は今後十分に考えていかなければならないというふうに考えておりますので、そういうふうな方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本来は、私は市長に私の質問内容には答えていただきたかったんですが、最終的に市長には再々質問、最後の質問ですが、やはり私が今言ったように当然その市長の権限ですが、これから先大変な退職者も出てくる再任用。ところが、再任用者が現実はこの庁舎内である場合ははっきり言って職務権限のないような状況ですよね。ところが、こういう財団に委託している施設の責任者、館長だとかその職員、課長職部分は職務権限を持つ職種になるわけですが、そういう配慮的なものを市長として今後の退職再任用制度と財団とのかわりを検討していただくという形で、質問3回しかできませんから、市長の考え方を最後に伺って終わりたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいまご指摘のとおり、本市におきましては文化スポーツ振興財団をはじめとしてそれぞれの施設がございます。経営につきましても、今申されましたような指定管理者の制度を設けておるわけでございますが、今後予想されますやはり団塊の世代というか退職者が、本市におきましても100人を超す職員の退職が今後10年ほどで予定されております。そういう方々の再雇用につきましては十分有効に能力を発揮していただきたいと、そういう立場での再雇用の問題は十分検討してまいりたいと思います。

また、施設の管理の長の任用につきましては、それぞれ本人の持ちます資質、能力に従って適材適所な雇用を考えておりますが、あるいは民間のそういうノウハウを持った方が必要であればそういう雇用の制度もあるわけでございますが、いずれにいたしましても有効な施設運営、市と一体となった施設の管理運営ができるように最大限研究、努力してまいりたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

○1番（片井智鶴枝議員） 報告第7号について、2点質問したいと思います。

1点目は、職員などの内訳についてですね。現在の市の職員の派遣者数、2点目が財団採用の職員総数、それと役員の総数ですね。

2点目。今回の報告は地方自治法の規定により議会の中で報告されておりますけども、情報公開制度の改正によって市の出資法人に対してもその内容を議会の中できちんと報告しないといけないようになっておりますけども、ほかの市の外郭団体であります国際交流協会、土地開発公社の決算書を見ますとかなり詳細な決算が出ているにもかかわらず、この財団の決算書は予算書に比べて内容がかなり簡単な内容しか出てないんですね。こういった内容も含めて、今後決算報告のあり方、また役員名簿などさらに踏み込んだ内容が議会に報告されないのか。

この2点についてお尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 市長に答弁ということでございますけども、まず私の方からお答えを申し上げます。

1点目についてでございますけども、まず市職員の文化スポーツ振興財団事務取扱兼務としての財団事務局の職員数につきましては6名でございます。それから、財団採用の職員総数につきましては76名、そして役員につきましては理事が12名、それと監事2名の14名でございます。

2点目についてでございますけども、現在提出をしておりますのは総務省が示しております公益法人会計基準というもので、決算書あるいは正味財産増減計算書などがございますので、これ以外に先ほど申されました国際交流協会ですとか他の団体等のような詳細な決算資料あるいは役員名簿等が必要ということであれば、改めてご要望の内容を財団に報告をいたしまして、今後検討するように指導をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

○1番（片井智鶴枝議員） 既にご存じだと思うんですけども、外郭団体などですね、公益法人に関する抜本的改革に関する基本方針が平成15年に閣議決定されています。また、これは大変重要なことなんですけども、公益法人派遣法の改正により、地方公共団体から派遣される職員の給与は原則外郭団体側で負担することになるなど、大きくこちら辺は変わっております。その中で、先ほどの武藤議員の質問もありましたけども、今文化スポーツ振興財団に対しても派遣ではなく兼務だという形で、かなりあいまいな形で職員が仕事をしているような気がするんですけども、今後職員の派遣に関する条例などの検討とか、それをどうするかということが庁内で検討されているのか。

この点と、それと太宰府に限らず、こういった外郭団体に関しては本当に厳しい財政の中でどういうふうにやっていこうかというような大きな問題を抱えているわけなんですけども、その中で今後の市の財政的負担や人的負担に関して全体的な財団の経営改革についての市の考えはどのようなものがあるのか、またそういった経営改革のプランがあるのか。

その2点についてお尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 先ほど申しましたように、私の方は派遣というふうに考えておりませんで、事務取扱の兼務という形で財団に行って本来太宰府市が担うべき仕事をしていただいているというようなとらえ方でございます。

いずれにしても、指定管理者制度ができました関係でその辺が少し考え方を変える必要があるのかなというふうに考えておりまして、今後の指定管理者のあり方、直営であるのかあるいは財団で今までどおりさせるのか、指定管理者制度を持っていくのかという大きな方針の

変更を考えなければいけない時期に来ております。

先ほども言いましたように、そのために財団の方に指定管理者制度については期間を短くしてこの経過を見ろうというふうにしておりますので、その時点ではそういうことも一緒に含めて整理をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 助役。

○助役（井上保廣） 派遣法の関連だけ、ちょっとご説明をしておきたいと思います。

派遣法が、法制度ができましたときに、内部調整会議を行っております。その際、なぜ派遣法を条例化しなかったのかというようなことについては、退職手当あるいは共済関係、短期、長期の部分、市町村共済組合に加入しております今の状態よりも、今の派遣法に基づきますところの財団で行う身分といいましょうかね、共済関係を含めて劣るというふうなことです。マイナスがあるというふうなことで、職員が安心してそのことについて仕事に従事できないと。総合的な結果として、詳細については調べればまだわかりますけれども、結果としてはそういったところに達しましたので、今は総務部長が言っておりますように兼務として、本来太宰府市が直営で行うべき事業を分任し行っており。垂直的減量と私は絶えず言っておりますけれども、減量だけではありませんけれども、そういった民間でいきますと子会社的な形の中で運営をしております。そのことによって、顧客である市民利用者に満足度を与えておるというふうな考え方のもとに行っておりますので、今のやり方そのもの等についても、全国レベルと地域に根差した私どもの市町村レベルについては異なるというふうに思っております。

国の方で行っておりますいわゆる天下りでありますとかそういった形が問題になっておりますけれども、市の方についてはそういった位置づけあるいは考え方の中で展開していないというようなことです。やはり、最少の経費で最大の効果を上げるにはどうしたらいいのか。国のように第2の退職金でありますとかそういった形の中での制度ではありませんし、真にやはり今までのノウハウを、武藤議員もおっしゃいましたように培った長年のノウハウ、技術等々をその中で生かしていくとかというようなことも含めて今後等については考えていくべき事項だと。

派遣法あるいは派遣条例を制定していない、適用させていない理由については以上のとおりでございます。

○議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時50分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの助役の答弁は、片井議員の質疑に対しまして総務部長の答弁の補足的な部分として、助役としての答弁というふうに判断をいたします。そこには、財団法人理事長としての答弁とは判断をいたしません。したがって、議長としては問題がないというふうに判断をいたし

ますので、引き続き片井議員の質疑を受けたいと思います。

(1 番片井智鶴枝議員「答弁漏れがありますけども、経営……」と呼ぶ)

地域振興部長。

- 地域振興部長(松田幸夫) 財団を含めまして、今後市としてこうした財団のいわゆる指導とい
いましょうか、市の負担軽減等々も含めましては、当然のことながら今回の指定管理者制度の
導入にも関連してまいりますけども、やはりまずはそうした経営感覚、それぞれの外郭団体が
経営感覚を持ちながらあるいはサービス低下がないように、そしてまた費用対効果を含めなが
ら努力をしていただくというのは、日々市としても指導をしていきたいというふうに思いま
す。

- 議長(村山弘行議員) よろしいですか。

これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 6 1 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 1 8 年度太宰府市老  
人保健特別会計補正予算(専決第 1 号)について)

- 議長(村山弘行議員) 日程第11、議案第61号「専決処分の承認を求めることについて(平成  
18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(専決第 1 号)について)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

- 市長(佐藤善郎) 議案第61号「専決処分の承認を求めることについて(平成18年度太宰府市老  
人保健特別会計補正予算(専決第 1 号)について)」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成17年度老人保健特別会計の歳入不足額2,500万9,928円の繰上充用の  
ため、歳入歳出それぞれ2,501万円を追加し、予算総額を59億8,359万4,000円とする専決処分  
を平成18年 5 月31日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、国及び県交付金の年度内交付額が基準より少なかったために、歳入  
不足を生じたものであります。この不足分については、平成18年度に過年度精算金として全額  
追加交付されることになっております。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(村山弘行議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第11は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（専決第1号）について）」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

- 議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第61号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について

- 議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

- 市長（佐藤善郎） 議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

佐野土地区画整理事業により、向佐野共同利用施設の所在地番が大字向佐野442番地に変更になったため、条例の一部を改正する必要が生じたので、条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13から日程第21まで一括上程

- 議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第21、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第21までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

- 市長（佐藤善郎） 議案第63号から議案第71号までを一括してご説明申し上げます。

議案第63号から議案第71号までは、太宰府市立共同利用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、各施設の所在地の自治会を平成18年9月1日から平成20年3月31日まで太宰府市立共同利用施設の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者を指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22から日程第28まで一括上程

- 議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第22、議案第72号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」から日程第28、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22から日程第28までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

- 市長（佐藤善郎） 議案第72号から議案第78号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第72号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」ご説明申し上げます。

本年1月10日から3月27日にかけて、議案書に記載しておりますように県内7か所の合併に伴い、福岡県自治振興組合を組織する市町村の数に増減が生じたので、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、これにより福岡県自治振興組合を組織する市町村の数は、84から15減少して69となっております。

次に、議案第73号及び議案第74号の「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加、増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」一括してご説明を申し上げます。

今回の内容としましては、本年8月1日から飯塚市・桂川町衛生施設組合が、また10月1日から現在加入団体である八女郡上陽町が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、これまで未加入であった八女市が新規加入となりますことから、団体数を増加、増減し、規約の変更を行うものであります。

次に、議案第75号「筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

福岡都市圏南部環境事業組合が、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町4市1町の一部事務組合として本年5月1日に設立の運びとなりましたことに伴い、地方自治法第202条の2第2項の規定により本事業組合の公平委員会の設置について構成団体等の状況を考慮し、筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体に加えることとするものであります。これに伴い、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。これにより、筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数は、12から1つ増加して13となります。

次に、議案第76号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の減少に関する協議について」ご説明申し上げます。

平成18年10月1日から八女郡上陽町が廃され、その区域が八女市に編入されることにより、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数が減少するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」ご説明を申し上げます。

本件は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の合併により、数の増減について関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件は、障害者自立支援法第15条の規定に基づく介護給付費等の支給に関する審査会を太宰府市、筑紫野市、春日市、大野城市及び那珂川町で共同設置するため、筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約について関係市町との協議について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29から日程第31まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第29、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第31、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第29から日程第31までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 議案第79号から議案第81号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律、障害者自立支援法並びに刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正によるものであります。

改正の内容としましては、労災保険の通勤災害保護制度が拡大されること等により、関係法令にあわせて条例の整備を行うものであります。

次に、議案第80号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正するものであります。

改正の内容は、非常勤消防団員の退職報償金のうち、分団長・副分団長・部長及び班長の支給額の一部を一律2,000円引き上げ、平成18年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については従来例によることとしております。

次に、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、設置目的の条文の整備と、近年待機児童数が増える傾向にあり入所定員枠を拡大する必要があるため、条例を改正するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

- 議長(村山弘行議員) 日程第32、議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

- 市長(佐藤善郎) 議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,363万円を追加し、予算総額を186億5,171万円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、障害者自立支援法の規定に基づき筑紫地区で共同設置します障害程度区分等審査会の負担金、不登校児童対策としての子どもと親の相談員活用調査研究事業費、学校評価システム構築事業費などの予算を追加させていただいております。

また、あわせて障害程度区分等審査会システムの保守委託料と賃借料の債務負担行為について補正をさせていただいております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(村山弘行議員) 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長(村山弘行議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月5日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前11時07分

~~~~~ ○ ~~~~~